

「宗像市民図書館運営計画」

後期計画(平成 24 年度～平成 28 年度)

宗像市・宗像市教育委員会

目次

1	計画見直しの背景と基本的な考え方	1
	宗像市民図書館運営計画体系図	2
2	図書環境の推移と現状	3
3	アンケート調査から	
	1) 市民アンケート調査について	4
	2) 来館者アンケート調査について	5
4	具体的な施策について	
	具体的な施策のみかた	10
	1) 市民に身近な図書館	
	◇中央館及び分館の整備	11
	◇図書館サービスネットワークの推進	12
	◇物流システムの整備	12
	◇コミュニティ・センターとの連携	13
	◇大島・地島での読書推進	14
	2) 生涯学習を推進する図書館	
	◇レファレンスサービスの充実	15
	◇子ども読書活動の推進	16
	◇学校図書館との連携	17
	◇高齢者や障害者が利用しやすい体制の整備	18
	◇資料提供に関するサービスの充実	19
	3) 地域の情報拠点となる図書館	
	◇地域の情報センターとしての機能の充実	20
	◇IT技術を活用した情報の提供	21
	◇地域資料データベース化	21
	4) 市民参画を推進する図書館	
	◇図書館ボランティア受入れの推進	22
	◇図書館ボランティアへの支援の充実	23
5	後期計画体系図	24
資料編		
資料1	「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の数値目標および比較	1
資料2	図書館法	2
資料3	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準	7

1 計画見直しの背景と基本的な考え方

本市では、市民の生涯学習を支援し、多様な学習ニーズに対応するため、平成 19 年 3 月「宗像市民図書館運営計画」(計画期間平成 19～28 年度)を策定しました。

次ページの「計画体系図」に示すとおり、目標達成のためにさまざまな施策を掲げ、平成 19 年度から推進に努めてきました。前期は、計画に掲げる『「人づくりでまちづくり」を支援する図書館』を具現化するため、さまざまな取り組みを行いましたが、中でも、施設設備の整備について多くの進展がありました。乳幼児サービスに特化した久原分室(えほんのへや)の開室や、須恵分館の建替えの決定、郷土文化学習交流施設の整備に合わせた深田分館のリニューアル、中央館 2 階の改修工事など、各館の特色を活かした整備を図る基盤づくりを行いました。

計画期間 10 年間のうち、今年度が前期 5 年間の最終年度となるため、これまでの成果や取り組み内容等を検証するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、より具体的で実効性のある内容となるよう後期 5 年間(平成 24～28 年度)の図書館行政の推進について見直すことにしました。今後は、厳しい財政状況の下、より効率の良い施設運営と市民サービスの向上を図るため、前期で培った基盤を元に、引き続き運営計画の基本理念の実現を目指します。

なお、計画の見直しは、主要課題に対する具体的施策について検討し、後期 5 年間の図書館施策の方向性を示すものとします。

最後に、計画の見直しにあたり、貴重なご意見をいただきました市民図書館協議会及び庁内ワーキングの委員のみなさんに、心からお礼を申し上げます。



久原分室(えほんのへや)

宗像市民図書館運営計画体系図

(平成19年3月策定)

基本的あり方

「人づくりでまちづくり」を支援する図書館

課題

目標

施策

具体的な施策

図書館施設の配置とその役割

- ・中央館・分館ともに、施設設備が十分でない。
- ・図書の開架や保存スペースが十分でない
- ・分館の老朽化と機能等の分担
- ・市内全域的なサービス体制ができていない

- ・大島、地島への支援が十分でない

市民に身近な図書館

- ・中央館及び分館の整備
- ・図書館サービスネットワークの推進
- ・コミュニティ・センターの活用
- ・物流システムの整備
- ・大島、地島への支援

- 中央館の資料充実と収容能力向上、IT化、利用者のニーズに対応した整備
- 分館の施設母体の整備時における改善と各館の特色に応じた整備
- ◎市内外の各種図書館および関連機関とのサービスネットワーク化
- 公共施設や民間施設での図書の返却サービスの拡大
- コミュニティ・センターでの貸出・返却サービスの推進
- コミュニティ・センター内図書コーナーの活用
- 市内全域的な物流システムの確立
- 「物流ステーション」の設置の検討
- ◎図書館活用方法の周知と利用の促進
- ◎地島における学校図書館と連携した物流と読書支援

サービスの充実

- ・レファレンスサービス体制が十分でない
- ・子どもの読書活動、学習支援に関するサービスが十分でない
- ・高齢者や障害者へのサービスが十分でない

生涯学習を推進する図書館

- ・レファレンスサービスの充実
- ・子ども読書活動の推進
- ・学校図書館との連携
- ・高齢者や障害者が利用しやすい体制の整備
- ・資料提供に関するサービスの充実

- ◎参考図書の充実と各種データベースの整備
- ◎ファックスや電子メールによるレファレンスサービスの受付
- ◎レフェラルサービスの充実
- 研修の充実による専門的職員の育成
- ◎「宗像市子ども読書活動推進計画」に基づいた子どもの読書活動の推進
- ◎市民活動交流館(仮称)子ども図書コーナーを活用した事業展開
- ◎学習活動の支援と児童・青少年向けサービスの推進
- 学校図書館向けの図書の確保
- ◎高齢者や障害者向けサービスの実施と利用しやすい環境づくり
- 各館の特色に応じた資料収集
- ◎資料収集方針および除籍基準の見直し
- 「公共図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の数値基準達成

資料の収集と保存

- ・利用者の多種多様化する資料要求に対応できていない
- ・資料収集・保存基準が明確でない

地域の情報拠点となる図書館

- ・地域の情報センターとしての機能の充実
- ・IT技術を活用した情報の提供
- ・地域資料データベース化

- 紙媒体とあわせた電子資料・情報の収集と提供
- 地域の情報センターとしての整備と機能の充実
- ◎ホームページを活用した図書館からの情報発信
- 電子資料・情報視聴コーナーの設置
- 行政資料や郷土資料のデータベース化

高度情報化への対応

- ・情報化に対応した施設設備が整備できていない
- ・電子資料・情報の提供が十分でない
- ・インターネットやIT機器が活用できる図書館を望んでいる市民が多い
- ・地域資料の保存・整備・活用が十分でない

市民参画の推進

- ・ボランティアの位置付け、活動内容等の明文化
- ・「読み聞かせボランティア」以外のボランティアの受入体制が整っていない

市民参画を推進する図書館

- ・図書館ボランティア受け入れに関する計画書の作成
- ・図書館ボランティアへの支援の充実

- 市民の図書館ボランティアへの参加促進
- ◎計画書の作成
- ボランティア養成講座および研修会の実施と活動環境の整備

「◎」印は、運営計画初期の5年間をめどに取り組むもの
「○」印は、計画期間内にその取り組みを推進するもの

2 図書環境の推移と現状

本市の図書環境の推移と現状を、蔵書冊数と利用状況から分析します。

1) 蔵書冊数

図書館の整備水準の基本的な指標である蔵書冊数を、国・県との比較で見ると、市民一人当たりの蔵書冊数は2.81冊で、福岡県平均2.42冊を上回っていますが、全国平均の3.08冊より低い水準にあります。

図書館名	平成 19 年度	平成 22 年度	増減数	増減割合
中央館	190,647	193,324	2,677	1.40%
深田分館	49,226	48,836	△390	△0.79%
須恵分館	18,975	19,037	62	0.33%
久原分室	5,073	7,169	2,096	41.32%
大島	546	564	18	3.30%
合計	264,467	268,930	4,463	1.69%

2) 利用状況

来館者数が減少していますが、貸出・返却ができるサービスポイントが増加したため、コミュニティ・センターや赤間駅の返却ポストを利用していると考えられます。予約冊数は大幅に増加しており、中でも利用者自身で予約できる利用者端末・インターネット・携帯電話サイトによる予約冊数が激増しています。

	平成 19 年度	平成 22 年度	増減数	増減割合
来館者数	437,206	436,157	△1,049	△0.24%
貸出冊数	672,204	689,696	17,492	2.60%
予約冊数	39,509	52,217	12,708	32.16%
うち(業務端末)	19,933	17,551	△2,382	△11.95%
うち(利用者端末)	4,252	7,276	3,024	71.12%
うち(インターネット)	14,562	23,928	9,366	64.32%
うち(携帯電話サイト)	762	3,462	2,700	354.33%
リクエスト冊数	4,988	5,739	751	15.06%
AVコーナー利用者数	9,343	9,027	△316	△3.38%

3 アンケート調査から

1) 市民アンケート調査について

平成 23 年 2 月 1 日から 18 日にかけて、宗像市在住の満 18 歳以上の 2,000 人を対象に実施した市民アンケート(有効回答数 n=839)の中で、市民の図書館利用度等を把握するために、「この1年間に図書館を利用したか」「利用していない場合の理由(複数回答可)」を尋ねたところ、下表の結果となりました。

()内は運営計画策定時【平成 18 年度】の数値

項 目	構 成 比
図書館の利用意向	この1年間に図書館を
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用した 43.4% ・ 利用していない 56.6%
図書館を利用しない理由(複数回答)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本は買う・人から借りる 35.2% (40.3%) ・ 時間的に余裕がない 31.1% (34.2%) ・ 図書館が近くにないまたは行くのが不便 25.2% (36.2%) ・ 必要がない 19.2% (26.8%) ・ 本を読まない 16.6% ・ 利用したい資料がない 6.6% (6.7%) ・ 図書館を知らない 4.7% (8.7%) ・ 利用手続きや規則が面倒 4.5% (8.1%) ・ 開館時間・開館日に利用できない 3.8% (17.4%) ・ その他 9.9% (4.7%)

平成 18 年度に実施したアンケート結果と比較して、「開館時間・開館日に利用できない」が 13.6%、「図書館が近くにないまたは行くのが不便」が 11.0%、「本は買う・人から借りる」が 5.1%、「図書館を知らない」が 4.0%、「利用手続きや規則が面倒」が 3.6%、「時間的に余裕がない」が 3.1%減少しています。「その他」が 5.2%増加していますが、「目が悪いため」「体調が悪いため」「高齢のため」「インターネットを利用するため」「大学図書館・職場を利用するため」が主な理由でした。

このことから、久原分室の開室やコミュニティ・センターでのサービスの開始は市民の利便性を高め、ホームページや広報により図書館の認知度もあがったのではないかと考えられます。また、社会情勢の変化や市民の高齢化等により、自分で本を購入することや図書館利用が困難なケースも今後増加していくと予想されます。

2) 来館者アンケート調査について

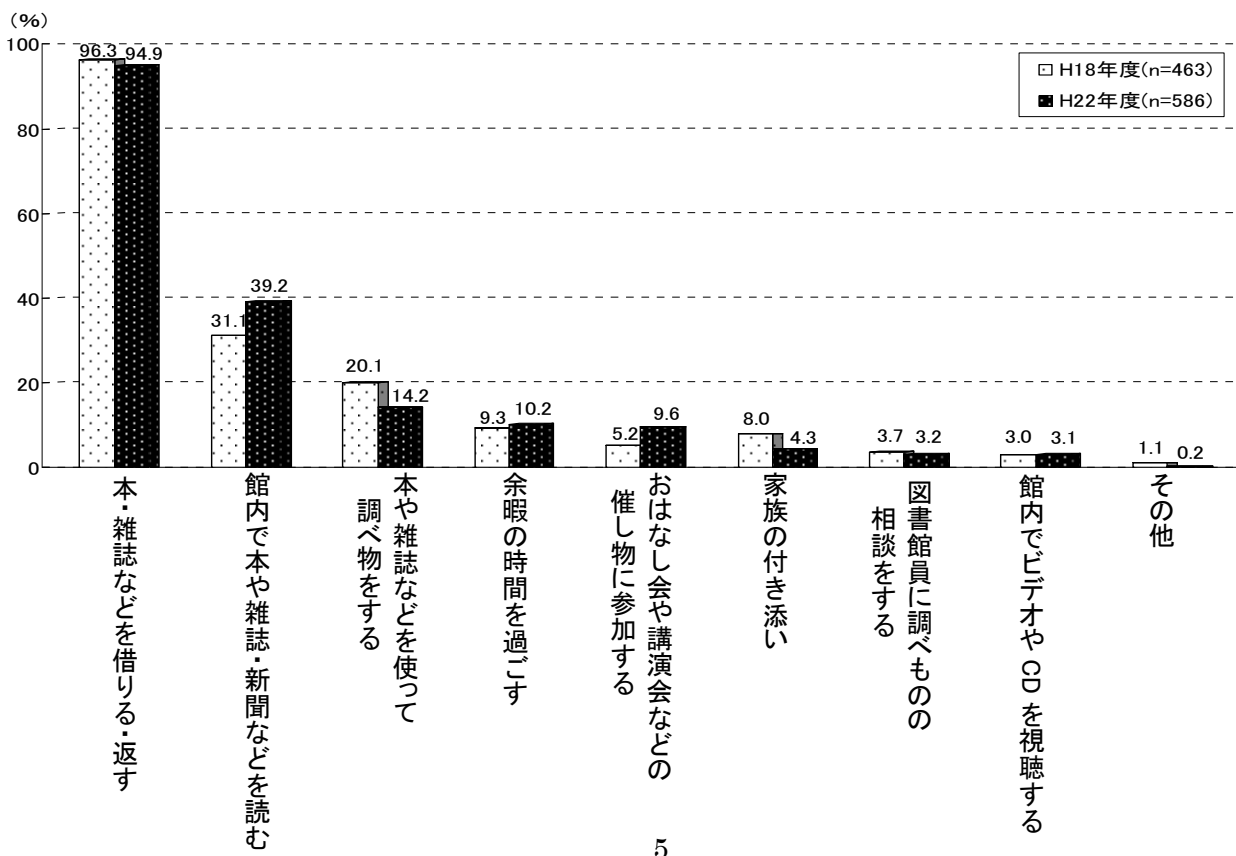
図書館をどのように利用し、また図書館に対してどのような要望を抱いているかを把握するために、平成23年2月1日から13日にかけて、600人を対象に来館者アンケートを実施しました。各館の有効回答数及び性別・年代は下表のとおりとなりました。以下はその結果を抜粋しまとめたものです。

図書館名	有効回答数	性別			年代						
		男	女	無回答	18～	20～	30～	40～	50～	60～	70～
中央館	289	107	181	1	3	20	54	56	46	73	37
深田分館	98	28	69	1	0	5	11	25	17	25	15
須恵分館	100	42	58	0	2	4	7	18	24	23	22
久原分室	99	3	96	0	0	9	60	17	6	5	2
合計	586	180	404	2	5	38	132	116	93	126	76

◇図書館ですること(複数回答可)

前回のアンケート結果と比較して、「館内で本や雑誌・新聞などを読む」は 8.1%、「おはなし会や講演会などの催し物に参加する」は 4.4%増加しています。これは、滞在時間や、久原分室でのおはなし会の参加者の増加のためと考えられます。久原分室での「おはなし会や講演会などの催し物に参加する」は 38.4%と高い結果を示しています。

また、「本や雑誌などを使って調べ物をする」は 5.9%減少していることから、インターネット等で調べ物をする人が増加していることが考えられます。各館の結果は、深田分館で 24.5%、須恵分館で 20.0%、中央館で 11.1%、久原分室で 5.1%となっていることから、久原分室は乳幼児サービスに特化しているため低い数値ですが、分館については 2 割以上の方が調べ物をしていることがわかります。

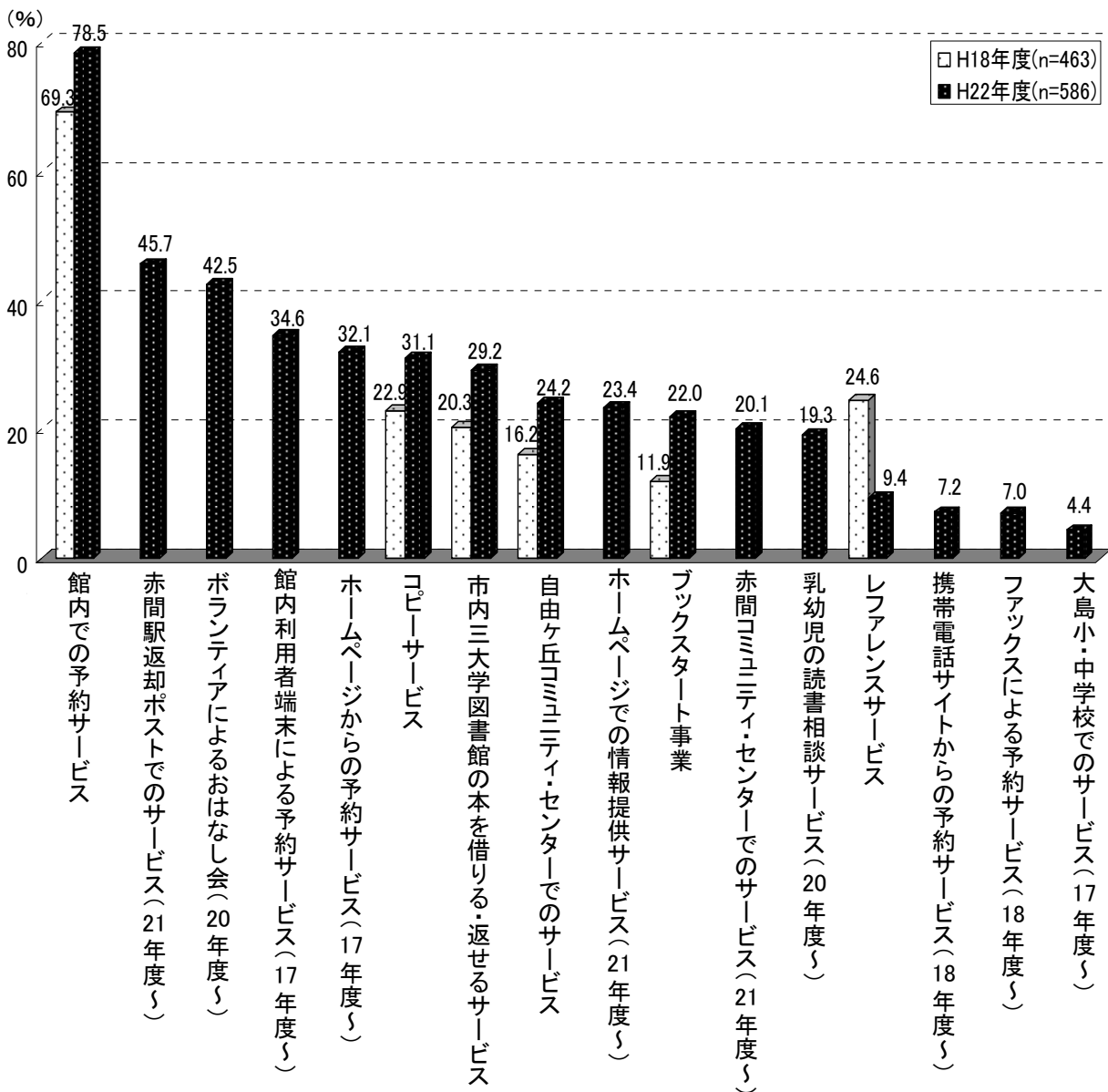


◇サービス認知度

前回のアンケート結果と比較して、「ブックスタート事業」は 10.1%、「館内での予約サービス」は 9.2%、「市内三大学図書館の本を借りる・返せるサービス」は 8.9%、「コピーサービス」は 8.1%、「自由ヶ丘コミュニティ・センターでのサービス」は 8%増加しています。「レファレンスサービス※」は 14.7%減少しています。

「赤間駅返却ポストでのサービス」は平成 21 年度から実施していますが、45.7%と高い認知度がありました。「ボランティアによるおはなし会」の認知度は、久原分室で 82.8%、深田分館で 49%、須恵分館で 33%、中央館で 29.4%という結果でした。同様に、久原分室での「ブックスタート事業」は 69.7%、「乳幼児の読書相談サービス」は 45.5%でしたが、他館では 10%台の数値でした。久原分室では、乳幼児に関するサービスの認知度が高い傾向が見られます。

また、「大島小・中学校でのサービス」は、サービスの対象となる市民が限られているため、4.4%と低い数値になっていると考えられます。



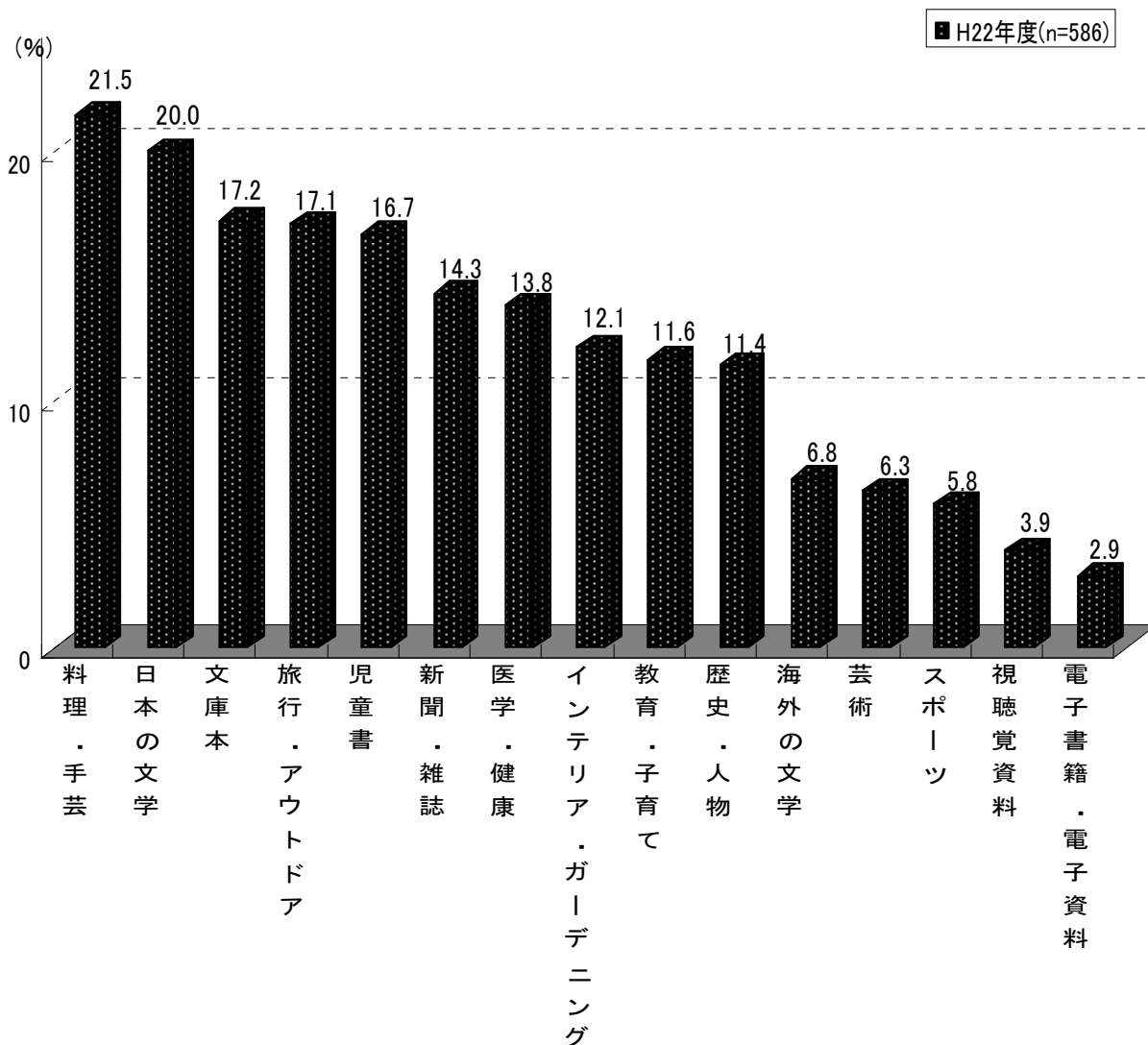
※ レファレンスサービス: 資料や情報を求めている利用者に対して、図書館職員が資料や情報の提供などの援助をすること。

◇蔵書として充実すべき分野(3つまで回答可)

今回のアンケートでは、より具体的な要望分野を把握するため、前回よりも多い項目を設定しました。その結果、「料理・手芸」が 21.5%、「日本の文学」が 20.0%、「文庫本」が 17.2%、「旅行・アウトドア」が 17.1%、「児童書」が 16.7%と要望の多い分野となりました。

なお、グラフには 5%に満たない図書の要望分野は示していませんが、「コンピュータ・IT」「心理学・占い」「政治・ビジネス」「農林漁業」「自然科学」「工学・機械」「語学」「郷土の歴史・行政」「洋書」「参考図書」が要望の低い分野となりました。

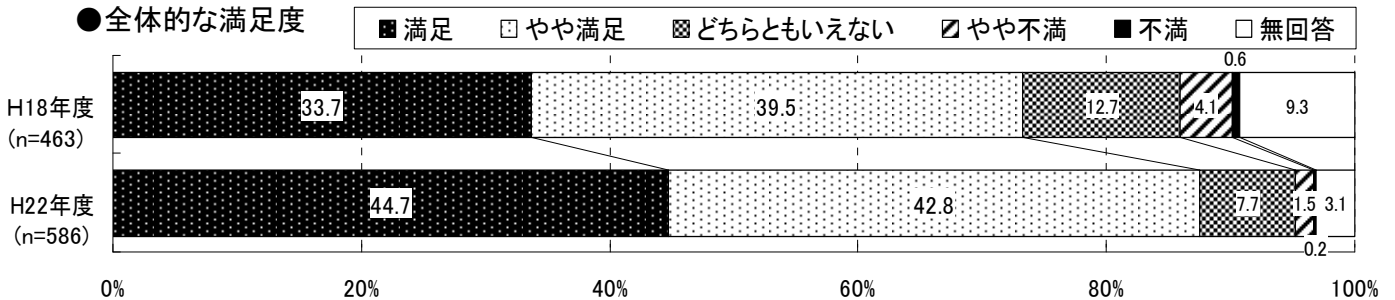
館別に見ると、「料理・手芸」は久原分室で 31.3%、須恵分館で 28.0%、深田分館で 18.4%、中央館で 17.0%、「児童書」は久原分室で 43.4%、深田分館で 10.2%、須恵分館で 8.0%、中央館で 7.6%と、かなりの差がありました。また、「文庫本」については、須恵分館で 20.0%と高い結果がでています。



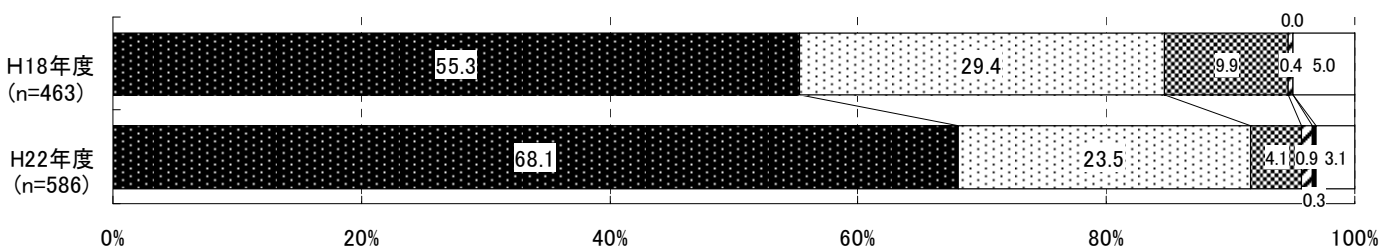
◇宗像市民図書館に対する満足度

前回のアンケート結果と比較して、全体的な評価は「満足」「やや満足」の合計が 14.3%増加しています。その理由として、「廃刊になった本も他館から取り寄せてもらえる」「分館のどこでも返せるのが便利」などがあげられています。図書館職員の対応は、91.6%が「満足」「やや満足」と回答しており、前回の結果 84.7%や他の項目の結果と比較しても、高い数値となりました。開館時間については、72.7%が「満足」「やや満足」と回答していますが、開館時間の延長を望む声も多く寄せられています。また、「現在の開館日」については、83.6%が「満足」「やや満足」と回答していますが、「久原分室の月初めの土日閉館が不便」「年末年始の閉館期間が長すぎる」などの意見もありました。

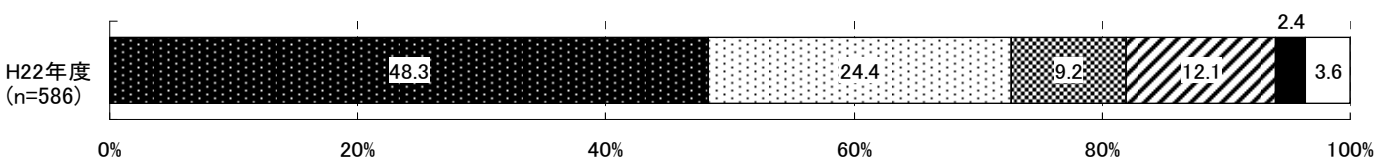
●全体的な満足度



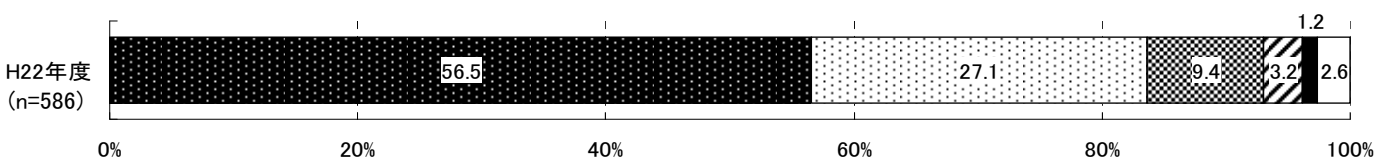
●図書館職員の対応



●現在の開館時間

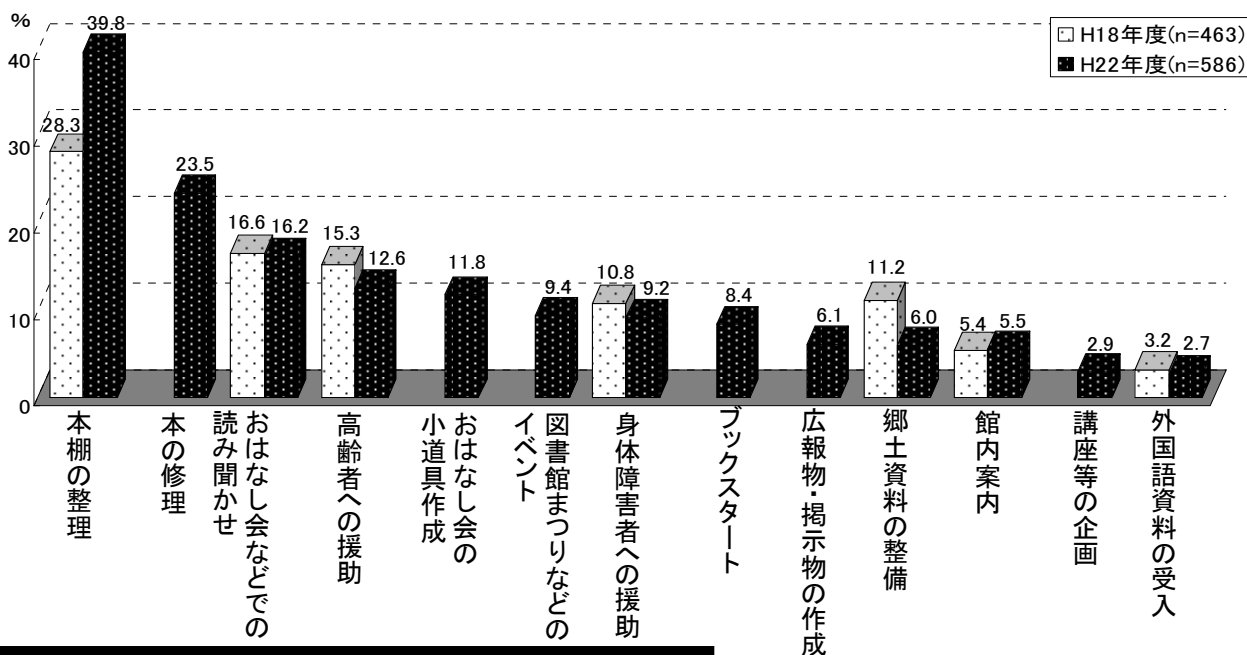


●現在の開館日



◇してみたいボランティア活動(複数回答可)

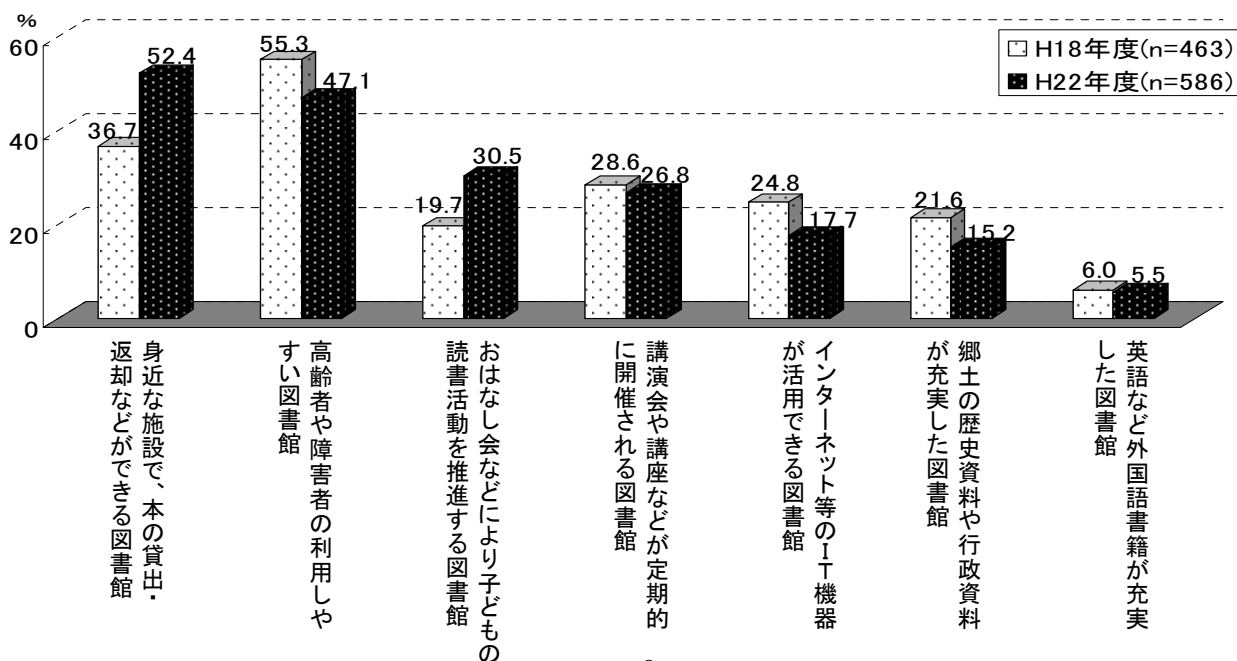
前回のアンケート結果と比較して、「本棚の整理」が 11.5%増加、「郷土資料の整備」が 5.2%減少しています。現在「おはなし会などでの読み聞かせ」「おはなし会の小道具作成」「図書館まつりなどのイベント」「ブックスタート」については、ボランティアと連携して実施しています。



◇今後の図書館に望むこと(3つまで回答可)

前回のアンケートと比較して、「身近な施設で本の貸出・返却ができる図書館」が 15.7%、「おはなし会などにより子どもの読書活動を推進する図書館」が 10.8%増加しています。また、「高齢者や障害者の利用しやすい図書館」が 8.2%、「インターネット等のIT機器が活用できる図書館」が 7.1%、「郷土の歴史資料や行政資料が充実した図書館」が 6.4%減少しています。

館別に見ると、「郷土の歴史資料や行政資料が充実した図書館」は、深田分館で 19.4%、中央館で 16.3%、須恵分館で 16%、久原分室で 6.1%、「おはなし会などにより子どもの読書活動を推進する図書館」は久原分室で 70.7%、深田分館で 25.5%、中央館で 22.1%、須恵分館で 19.0%という結果でした。このことから、今後の図書館に望むことも大きく異なっていることがうかがえます。



具体的な施策のみかた

● 目標

平成 19 年 3 月に策定した「宗像市民図書館運営計画」で定めた、宗像市が目指す図書館像です。

1) 市民に身近な図書館

- ◇ 図書館サービスネットワークの推進
- ◇ 物流システムの整備

● 基本方針

目標を達成するための具体的な基本方針です。

これまでの主な取り組み

	具体的な施策	前期 5 年間の成果
◎	市内外の各種図書館および関連機関とのサービスネットワーク化	他図書館との相互貸借利用
○	公共施設や民間施設での図書の返却サービスの拡大	赤間駅、市役所に返却ポスト
○	市内全域的な物流システムの確立	市内小・中学校との物流開始

● これまでの主な取り組み

前期 5 年間の特徴的な取り組みを記述しています。
○印は計画期間内(平成 19～28 年度)に取り組みを推進するもので、◎印は前期 5 年間(平成 19～23 年度)をめどに取り組むものです。

現状と課題

平成 20 年度に市民図書館蔵書データを県立図書館に提供し、福岡県図書館横断検索ネットワークでの蔵書検索が可能となりました。その結果、資料の相互利用冊数が平成 18 年度の 1,743 冊から平成 22 年度の 4,556 冊へと、大幅に増加しました。

また、利用者の利便性向上のため、平成 21 年度は赤間駅に、平成 23 年度は宗像市役所に「返却ポスト」を設置しました。赤間駅返却ポストの利用冊数は平成 21 年度の 5,816 冊から平成 22 年度の 16,280 冊へと、大幅に増加しました。

物流システムについては、市民図書館資料を有効活用するために平成 20 年 9 月、市内小・中学校図書館間の物流を開始し、平成 20 年度に 3,576 冊、平成 21 年度に 2,375 冊の利用がありました。

このような図書館サービスネットワークのさらなる拡大については、施設確保や物流コストなど費用対効果の面からも十分に検討する必要があります。

● 現状と課題

当初の計画で定めた施策に対する現状と課題を記述しています。

後期 5 年間の施策

- 東郷駅への本の返却ポスト設置によるサービスポイントの増加
- 市内小・中学校への本の返却ポスト設置によるサービスポイントの増加

● 後期 5 年間の施策

目標の達成に向け、後期 5 年間(平成 24～28 年度)で行う具体的な施策です。

4 具体的な施策について

1) 市民に身近な図書館

◇ 中央館及び分館の整備

これまでの主な取り組み

	具体的な施策	前期 5 年間の成果
○	中央館の資料充実と収容能力向上、IT化、利用者のニーズに対応した整備	図書無断持ち去り防止装置設置及び 2 階の改修工事を実施
○	分館の施設母体の整備時における改善と各館の特色に応じた整備	須恵分館、深田分館の整備方針を決定。工事に着手

現状と課題

中央館では、平成 23 年度に「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、利用者の利便性向上のため、自動貸出機及び図書無断持ち去り防止装置を設置、資料充実と収容能力向上のため、館内のレイアウト変更と資料購入を行いました。また、市民の調査研究や学習環境を整備するため、2 階フロアの改装に着手しました。

今後は、市の中央館としてのあり方をさらに追求しながら、地域社会が抱えるさまざまな課題に対応できる図書館として整備を推進する必要があります。

深田分館は、施設母体を歴史拠点施設「宗像市郷土文化学習交流館」とする市の方針を受け平成 23 年度に中央館の郷土歴史資料を深田分館へ移管し、郷土の歴史文化を学べる図書館として整備を行いました。

「宗像市郷土文化学習交流館」の新規開館後は、施設と連携した取り組みを行う必要があります。

須恵分館については、施設母体の老朽化のため平成 21 年度に「宗像市民図書館須恵分館整備方針」を決定し、新たに建築する須恵分館の基本設計を平成 22 年度に行いました。

新たに建築する須恵分館は、高齢者や障害者の利便性を考慮し、バリアフリー化した施設整備を行うとともに、新規開館後は、コミュニティ・センターと連携した事業を展開する必要があります。

また、来館者アンケートの結果から、「開館時間の延長」「閉館日の減少」は利用者の要望が多いことがわかりました。

今後は、利用者の要望を考慮して、図書館の開館時間の延長や閉館日の減少について検討する必要があります。

後期 5 年間の施策

○中央館：資料の充実及び収容能力向上

○深田分館：郷土の歴史・文化を学ぶための取り組み

○須恵分館：バリアフリー化した施設を新築。河東地区コミュニティ・センターとの連携事業の展開

○開館時間の延長や閉館日の減少等についての検討

1)市民に身近な図書館

- ◇ 図書館サービスネットワークの推進
- ◇ 物流システムの整備

これまでの主な取り組み

	具体的な施策	前期 5 年間の成果
◎	市内外の各種図書館および関連機関とのサービスネットワーク化	他図書館との相互貸借利用冊数の増加
○	公共施設や民間施設での図書の返却サービスの拡大	赤間駅、市役所に返却ポストを設置
○	市内全域的な物流システムの確立	市内小・中学校との物流開始

現状と課題

平成 20 年度に市民図書館蔵書データを県立図書館に提供し、福岡県図書館横断検索ネットワークでの蔵書検索が可能となりました。その結果、資料の相互利用冊数が平成 18 年度の 1,743 冊から平成 22 年度の 4,556 冊へと、大幅に増加しました。

また、利用者の利便性向上のため、平成 21 年度は赤間駅に、平成 23 年度は宗像市役所に「図書の返却ポスト」を設置しました。赤間駅返却ポストの利用冊数は平成 21 年度の 5,816 冊から平成 22 年度の 16,280 冊へと、大幅に増加しました。

物流システムについては、市民図書館資料を有効活用するために平成 20 年 9 月から市民図書館・市内小中学校図書館間の物流を開始し、平成 20 年度に 3,576 冊、平成 21 年度に 3,131 冊、平成 22 年度に 2,375 冊の利用がありました。

このような図書館サービスネットワークのさらなる拡大については、施設確保や物流コストなど費用対効果の面からも十分に検討する必要があります。

後期 5 年間の施策

- 東郷駅への本の返却ポスト設置によるサービスポイントの増加
- 市内小・中学校への本の返却ポスト設置によるサービスポイントの増加

1) 市民に身近な図書館

◇ コミュニティ・センターとの連携

これまでの主な取り組み

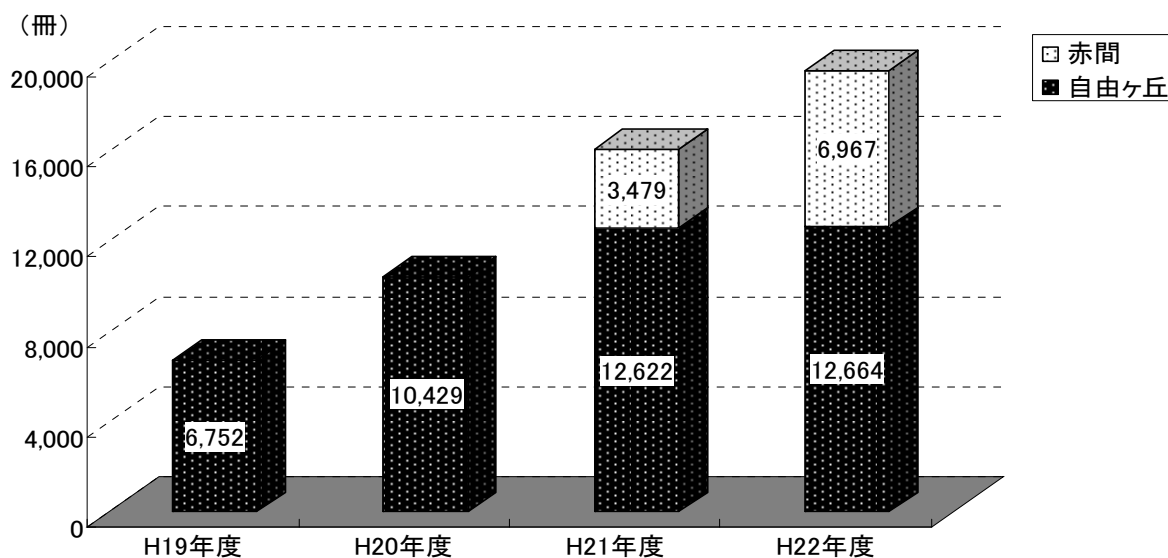
	具体的な施策	前期 5 年間の成果
○	コミュニティ・センターでの貸出・返却サービスの推進	赤間地区コミュニティ・センターでのサービスを開始
○	コミュニティ・センター内図書コーナーの活用	未実施

現状と課題

市民に身近な施設で、図書館サービスを受けられるようにするため、自由ヶ丘地区コミュニティ・センターで行ってきた図書の貸出・返却サービスを、平成 21 年度には赤間地区コミュニティ・センターにも拡大し、両コミュニティ・センターで平成 21 年度は 16,101 冊、平成 22 年度は 19,631 冊の貸出・返却がありました。

今後は、コミュニティ・センター内の図書コーナー活用について関係機関との協議を十分に行うとともに、図書の貸出・返却サービスだけでなく、連携事業の展開について検討する必要があります。

自由ヶ丘・赤間コミセン貸出返却冊数



後期 5 年間の施策

- コミュニティ・センター内図書コーナーの活用についての支援
- コミュニティ・センターでの子ども読書活動(おはなし会など)の支援
- コミュニティ・センターでの貸出返却冊数:平成 28 年度目標値 22,000 冊(平成 22 年度比 12%増)
- 自由ヶ丘地区・赤間地区以外のコミュニティ・センターでの、貸出・返却サービスを開始

1) 市民に身近な図書館

◇ 大島・地島での読書推進

これまでの主な取り組み

	具体的な施策	前期 5 年間の成果
◎	図書館活用方法の周知と利用の促進	大島における読書推進事業を協働により実施
◎	地島における学校図書館と連携した物流と読書支援	地島小学校内に「じのしま来ぶらり」を設置しサービスを開始

現状と課題

図書館サービスの地域間格差を縮小するため、大島と地島においても新たな取り組みを開始しました。大島では、それまで市民図書館が行ってきた図書の運搬・入替、ブックスタート、「市民図書館コーナー」の利用促進事業を平成 23 年度から市民活動団体に協働委託しました。

また、地島では、平成 21 年度から地島小学校内に、市民図書館の図書の貸出・返却ができるコーナー「じのしま来(らい)ぶらり」を設置して、隔月で図書を運搬・入替し、平成 21 年度は 624 冊、平成 22 年度は 668 冊の利用がありました。

今後は、両島での利用をさらに促進するため、コーナーの周知に力を入れる必要があります。



大島市民図書館コーナー



「じのしま来(らい)ぶらり」図書コーナー

後期 5 年間の施策

○引き続き大島でのブックスタート、「市民図書館コーナー」の広報等の読書推進事業を、市民活動団体と協働実施

○地島での読書推進について、宗像市市民サービス協働化提案制度[※]の導入

[※] 宗像市市民サービス協働化提案制度:これまで市が行っていた事業について、民間団体等が自ら企画立案した上で提案し、採択された後、市に代わって民間団体等が実施していくもの。

2) 生涯学習を推進する図書館

◇ レファレンスサービスの充実

これまでの主な取り組み

	具体的な施策	前期 5 年間の成果
◎	参考図書の充実と各種データベースの整備	参考図書の更新及び新聞、判例・法令データベースの導入
◎	ファックスや電子メールによるレファレンスサービスの受付	ファックスや電子メールによるサービスの受付開始
◎	レフェラルサービス※の充実	専門機関一覧表を作成
○	研修の充実による専門的職員の育成	県立図書館での研修受講

現状と課題

生涯学習施設である公共図書館では、利用者の多様な要求に応えるため、地域や住民の課題解決を支援するレファレンスサービスを充実させることが、重要な課題のひとつとなっています。中央館では、IT化と利用者ニーズに対応した環境整備を進めるため、平成 20 年度にインターネット、CD-ROM が利用できるパソコンを 1 台、新聞及び判例・法令データベースが利用できるパソコンを 1 台設置し、利用者が電子化された情報も活用できるようにしました。

また、利用者の調査研究や学習の多様化に対応するため、平成 21 年度にレフェラルサービスを行う際に活用する専門機関一覧表を作成し、平成 22 年度にはファックスによるレファレンスサービスの受付を開始しました。

しかし、今回の来館者アンケート調査の結果では、レファレンスサービスの認知度が低かったため、サービス内容の周知に努めることが課題です。同時に職員が専門的知識や技術を習得するため、国・県で実施される研修会に参加するなど、計画的な職員育成の必要があります。

後期 5 年間の施策

○中央館 2 階に整備された調べ物コーナーや情報視聴コーナーの利用促進

○レファレンスサービスの認知度：平成 28 年度目標値 15%（平成 22 年度比 5.6%増）

※ レフェラルサービス：利用者が求めている情報について、専門家や専門機関などに問い合わせる回答もしくはその機関などを紹介するサービス。

1) 生涯学習を推進する図書館

◇ 子ども読書活動の推進

これまでの主な取り組み

	具体的な施策	前期 5 年間の成果
◎	「宗像市子ども読書活動推進計画※」に基づいた子どもの読書活動の推進	「第 2 次宗像市子ども読書活動推進計画」を策定
◎	久原分室を活用した事業展開	久原分室を開室。ブックスタートフォローアップ事業や読書相談など乳幼児サービスを充実

現状と課題

子どもへのサービスについては、平成 16 年度に「宗像市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進させるためのさまざまな活動に取り組んできましたが、さらに子どもの読書環境を整備するため平成 22 年 3 月に「第 2 次宗像市子ども読書活動推進計画」を策定しました。このほか、平成 20 年度に乳幼児の読書支援のために開室した久原分室「えほんのへや」は、読書相談員による乳幼児の読書に関する相談受付や絵本の与え方等の指導のほか、ボランティアによる赤ちゃんのおはなし会や未就学児対象のおはなし会を毎週開催するなど、ブックスタート事業の拠点施設として多くの親子が利用しています。

今後は、「第 2 次宗像市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進する必要があります。



小さい子のためのおはなし会の様子



赤ちゃんのおはなし会の様子

後期 5 年間の施策

- ブックスタートやおはなし会等による、家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進
- 学校図書館との連携強化等、子どもの読書活動の推進体制の整備
- 図書館見学等による普及啓発

※ 宗像市子ども読書活動推進計画：子どもの読書活動の推進に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、市が 0 歳から 18 歳までを対象に策定した計画。

2)生涯学習を推進する図書館

◇ 学校図書館との連携

これまでの主な取り組み

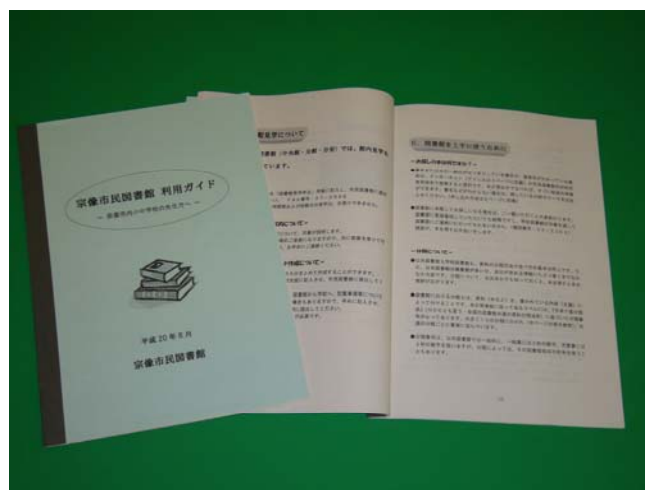
	具体的な施策	前期 5 年間の成果
◎	学習活動の支援と児童・青少年向けサービスの推進	中央館 2 階に調べ学習支援コーナーを整備
○	学校図書館向けの図書の確保	未実施

現状と課題

小・中学校の図書館利用を促進するため、平成 20 年度に小・中学校教師向け「宗像市民図書館利用ガイド」を作成し、市内全校に配布しました。また、児童・生徒の調べ学習を支援するため、平成 23 年度に調べ学習支援コーナーを整備しました。このほか、平成 22 年度から学校図書司書と市民図書館司書の情報交換のため、交流会を行いました。

今後は、学校図書館との連携をより強化し、調べ学習支援コーナーの機能や蔵書内容の充実を図る必要があります。

しかし、学校図書館向けの図書資料の確保については、資料の内容や収集範囲など慎重に検討する必要があります。



市民図書館利用ガイド

後期 5 年間の施策

- 調べ学習支援コーナーの蔵書内容を充実
- 小・中学生対象の講座を実施
- 洋書絵本等、学校図書館向け図書の確保

2)生涯学習を推進する図書館

◇ 高齢者や障害者が利用しやすい体制の整備

これまでの主な取り組み

	具体的な施策	前期 5 年間の成果
◎	高齢者や障害者向けサービスの実施と利用しやすい環境づくり	利用手続きの簡略化

現状と課題

高齢などの理由により、小さな文字が読みづらい利用者のために、大活字本を計画的に収集し、平成 20 年度には拡大読書器[※]を中央館に設置しました。また、高齢者や障害者が利用しやすい環境を整備するため、平成 21 年度から図書館利用が困難な利用者が、来館しなくても登録・貸出できるように代理申請・代理貸出のサービスを開始しました。このほか、平成 20 年度から発達支援センター療育施設「のぞみ園」で、通園中の子どもとその保護者を対象に、定期的におはなし会を行いました。

今後は、高齢者や障害者に配慮した資料や機器等の整備・充実に努めるとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、サービスの提供について検討する必要があります。



拡大読書器

後期 5 年間の施策

- 高齢者や障害者のニーズの把握
- 引き続き療育施設「のぞみ園」でのおはなし会を実施
- 須恵分館に拡大読書器を設置
- 須恵分館を高齢者や障害者に配慮した施設として整備

[※] 拡大読書器: 小さな文字を読むことのできない弱視者や高齢者のために文字を拡大する器具。

2)生涯学習を推進する図書館

◇ 資料提供に関するサービスの充実

これまでの主な取り組み

	具体的な施策	前期 5 年間の成果
○	各館の特色に応じた資料収集	各館の資料収集分野を決定
◎	資料収集方針および除籍基準の見直し	資料収集方針及び除籍基準を改訂
○	「公共図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の数値基準達成	平成 22 年度末蔵書冊数:268,930 冊(達成率 68.5%) ※

現状と課題

市民図書館では、限られた予算の中で、より効率的な資料の収集及び提供を行うため、平成 19 年度に資料収集方針と資料除籍基準を見直しました。その中で各館の特色に応じた資料を収集することとし、3 館 1 室の収集分野を明確にしました。

今後は、「生活に役立つ図書館」として、地域が抱える課題解決や市民生活に深くかかわる分野(医療、健康、福祉、法務、雇用等)に関する資料や情報を積極的に収集するとともに、郷土資料や行政資料など市に関する地域資料の収集方法や保存方法について検討を行う必要があります。



中央館の医療・健康コーナー

後期 5 年間の施策

- 蔵書冊数:平成 28 年度目標値 28 万冊・達成率約 71%(平成 22 年度比 11,000 冊・2.5%増)
- 中央館で力を入れる収集分野:参考資料・地域資料
- 深田分館で力を入れる収集分野:郷土資料
- 須恵分館で力を入れる収集分野:文庫・実用書
- 久原分室で力を入れる収集分野:乳幼児絵本・育児・マタニティ
- 雑誌コーナーの充実を図るため、雑誌スポンサー制度導入への取り組み

※ 達成率:「公共図書館の設置及び運営上の望ましい基準」における宗像市民図書館の目標蔵書冊数 392,633 冊に対する数値。

3) 地域の情報拠点となる図書館

◇ 地域の情報センターとしての機能の充実

これまでの主な取り組み

	具体的な施策	前期 5 年間の成果
○	紙媒体とあわせた電子資料・情報の収集と提供	利用者用インターネットパソコンを設置
○	地域の情報センターとしての整備と機能の充実	地域情報コーナーを整備
◎	ホームページを活用した図書館からの情報発信	市民図書館ホームページをリニューアル

現状と課題

中央館では社会情勢に対応した環境整備を進めるため、平成 20 年度にインターネットが利用できるパソコンを設置しました。また、利用者にさまざまな情報を提供するため、平成 23 年度の中央館の改修時に情報視聴コーナーと地域情報コーナーを整備しました。

また、図書館からさまざまな情報発信や広報活動を行うため、平成 22 年度の新図書館管理システム稼働に合わせ、利用案内、お知らせ、子ども用のキッズページ、図書館だより等を掲載したホームページへリニューアルしました。平成 22 年度の 1 日当たりのアクセス数※は約 300 カウントありました。

今後は、市民への周知とともに機能の充実を図る必要があります。



市民図書館ホームページのキッズページ

後期 5 年間の施策

- ホームページアクセス数:平成 28 年度目標値 1 日当たり 400 カウント(平成 22 年度比 33%増)
- 図書館から市民へ市の情報提供
- 計画的に収集した行政資料の閲覧・提供

※ アクセス数:市民図書館ホームページのトップページ訪問者をカウント。同じパソコンからのアクセスは、1 日 1 カウントで計算。

3) 地域の情報拠点となる図書館

- ◇ IT 技術を活用した情報の提供
- ◇ 地域資料データベース化

これまでの主な取り組み

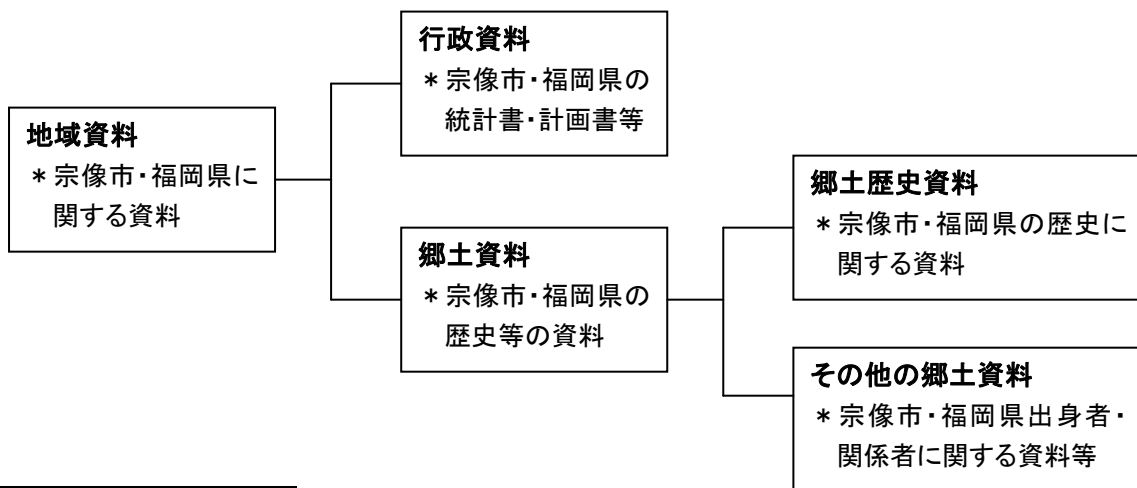
	具体的な施策	前期 5 年間の成果
○	電子資料・情報視聴コーナーの設置	情報視聴コーナーを整備
○	行政資料や郷土資料のデータベース化	郷土資料データの整備

現状と課題

平成 23 年度の中央館 2 階改修にあわせて、情報視聴コーナーを整備しました。市民が必要な情報を得るためにインターネットや各種データベース、DVDなどの視聴ができるほか、パソコンの持ち込みも可能にしました。

また、平成 22 年度から郷土資料のデータ整備を行い、平成 23 年度の中央館所蔵郷土歴史資料の深田分館移管に合わせ、ホームページ上に郷土歴史資料に関するオリジナルコンテンツを作成しました。

郷土資料については、今後、「宗像市郷土文化学習交流館」と連携・協力して整備する必要があります。このほか、中央館で収集した行政資料の効果的な提供方法を検討する必要があります。



後期 5 年間の施策

- 情報視聴コーナーの利用促進
- 情報視聴コーナー等を活用した情報提供
- 計画的に収集した行政資料の閲覧・提供(再掲)
- 深田分館で収集を特化する分野:郷土資料(再掲)

4) 市民参画を推進する図書館

◇ 図書館ボランティア受入れの推進

これまでの主な取り組み

	具体的な施策	前期 5 年間の成果
○	市民の図書館ボランティアへの参加促進	図書館ボランティア団体数が増加
◎	計画書の作成	ボランティア受入計画書を作成

現状と課題

市民の図書館ボランティアへの参加を促進するため、平成 20 年度にブックスタートボランティア養成講座を実施しました。平成 21 年度から同講座修了生による団体を結成し、図書館と連携・協力してブックスタートを実施しています。また、読み聞かせボランティア養成講座等を開催し、ボランティアの育成や支援に努めてきました。その結果、図書館とボランティアが連携・協力したおはなし会の実施回数が増え、平成 22 年度の参加者数は、平成 18 年度の 2,075 人から 1,516 人増加し、3,591 人となりました。

また、ボランティアを受け入れるための体制づくりを推進するため、平成 20 年度に「市民図書館ボランティア受入計画書」を作成しました。

今後もこの計画に沿って、ボランティアの受入を推進するとともに、ボランティアの高齢化に配慮する必要があります。



ブックスタートの様子

後期 5 年間の施策

- 図書館ボランティアについて周知し、市民参画を促進
- 引き続き読み聞かせボランティアの育成
- 読み聞かせ以外のボランティアの育成と導入
- ボランティア連絡会を年 2 回開催
- 地島での読書推進について、宗像市市民サービス協働化提案制度の導入(再掲)

4) 市民参画を推進する図書館

◇ 図書館ボランティアへの支援の充実

これまでの主な取り組み

	具体的な施策	前期 5 年間の成果
○	ボランティア養成講座および研修会の実施と活動環境の整備	ボランティア連絡会やフォローアップ講座等を開催

現状と課題

読書推進ボランティアを支援するため、実技講習会や講演会など毎年フォローアップ講座を開催してきました。また、団体相互の交流を図るため、平成 19 年度からボランティア連絡会を年 2 回開催し、情報交換を行いました。

ボランティアの図書館事業への参画は、おはなし会事業をはじめ、ブックスタートやおはなし会小道具等製作、図書館まつりのイベントスタッフなど多岐に渡っていますが、今後もボランティア団体に対し、講座の開催や相互交流の機会を提供するとともに、図書館としてどのような支援が行えるか、各団体から意見を収集し、検討する必要があります。



ボランティアフォローアップ講座の様子

後期 5 年間の施策

- 養成講座を定期的に開催
- フォローアップ講座を年 2 回開催
- ボランティア連絡会を年 2 回開催(再掲)
- ボランティア団体連絡網の整備
- ボランティア団体への活動の場の提供

5 後期計画体系図

めざす図書館像「人づくりでまちづくり」を支援する図書館

目標

基本方針と後期5年間に取組む施策

◇は基本方針 ○は後期5年間に取組む施策

1) 市民に身近な図書館

◇中央館及び分館の整備

- 中央館：資料の充実及び収容能力向上
- 深田分館：郷土の歴史・文化を学ぶための取り組み
- 須恵分館：バリアフリー化した施設を新築。河東地区コミュニティ・センターとの連携事業の展開
- 開館時間の延長や閉館日の減少等についての検討

◇図書館サービスネットワークの推進 ◇物流システムの整備

- 東郷駅への本の返却ポスト設置によるサービスポイントの増加
- 市内小・中学校への本の返却ポスト設置によるサービスポイントの増加

◇コミュニティ・センターとの連携

- コミュニティ・センター内図書コーナーの活用についての支援
- コミュニティ・センターでの子ども読書活動(おはなし会など)の支援
- コミュニティ・センターでの貸出返却冊数：(平成28年度目標値)22,000冊
- 自由ヶ丘地区・赤間地区以外のコミュニティ・センターでの貸出・返却サービス開始

◇大島、地島での読書推進

- 引き続き大島でのブックスタート、「市民図書館コーナー」の広報等の読書推進事業を、市民活動団体と協働実施
- 地島での読書推進について、宗像市市民サービス協働化提案制度の導入

2) 生涯学習を推進する図書館

◇レファレンスサービスの充実

- 中央館2階に整備された調べ物コーナーや情報視聴コーナーの利用促進
- レファレンスサービスの認知度：平成28年度目標値15%

◇子ども読書活動の推進

- ブックスタートやおはなし会等による、家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進
- 学校図書館との連携強化等、子どもの読書活動の推進体制の整備
- 図書館見学等による普及啓発

◇学校図書館との連携

- 調べ学習支援コーナーの蔵書内容を充実
- 小・中学生対象の講座を実施
- 洋書絵本等、学校図書館向け図書の確保

◇高齢者や障害者が利用しやすい体制の整備

- 高齢者や障害者のニーズの把握
- 引き続き療育施設「のぞみ園」でのおはなし会を実施
- 須恵分館に拡大読書器を設置
- 須恵分館を高齢者や障害者に配慮した施設として整備

◇資料提供に関するサービスの充実

- 蔵書冊数：(平成28年度目標値)28万冊・達成率71%
- 各館で力を入れる収集分野：【中央館】参考資料・地域資料【深田分館】郷土資料【須恵分館】文庫・実用書【久原分室】乳幼児絵本・育児・マタニティ
- 雑誌コーナーの充実を図るため、雑誌スポンサー制度導入への取り組み

3) 地域の情報拠点となる図書館

◇地域の情報センターとしての機能の充実

- ホームページアクセス数：(平成28年度目標値)1日当たりカウント数400カウント
- 図書館から市民へ市の情報提供
- 計画的に収集した行政資料の閲覧・提供

◇IT技術を活用した情報の提供 ◇地域資料データベース化

- 情報視聴コーナーの利用促進
- 情報視聴コーナー等を活用した情報提供
- 計画的に収集した行政資料の閲覧・提供(再掲)
- 深田分館で収集を特化する分野：郷土資料(再掲)

4) 市民参画を推進する図書館

◇図書館ボランティア受入れの推進

- 図書館ボランティアについて周知し、市民参画を促進
- 引き続き読み聞かせボランティアの育成
- 読み聞かせ以外のボランティアの育成と導入
- ボランティア連絡会を年2回開催
- 地島での読書推進について、宗像市市民サービス協働化提案制度の導入(再掲)

◇図書館ボランティアへの支援

- 養成講座を定期的に開催
- フォローアップ講座を年2回開催
- ボランティア連絡会を年2回開催(再掲)
- ボランティア団体連絡網の整備
- ボランティア団体への活動の場の提供

資料編

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の数値目標および比較

文部科学省は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示第132号)の中で、公立図書館はそのサービスについて「各々適切な『指標』を選定するとともに、これらに係る『数値目標』を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない」としています。

これを受けて「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について(報告)」(平成12年12月生涯学習審議会図書館専門委員会)では、地方公共団体が「指標」及び「数値目標」を設定する際の参考となるように、全国の市町村(政令指定都市及び特別区を除く)のうち、各人口段階で貸出密度(住民一人当たりの貸出資料数)上位10%の市町村の平均数値を算出したものを、「参考資料」として示しました。これがさらに「これからの図書館の在り方検討協力者会議」(平成17年4月生涯学習政策局長決定)において、更新されたものが以下の表の「望ましい基準」の数値です。

宗像市民図書館の平成17年度実績と平成22年度実績から、数値の増減を表しました。また、計画の最終年度となる平成28年度の数値目標を掲げました。

◇人口段階8万～10万人における数値目標及び比較

	「望ましい基準」 の数値 a (H17.4.1現在)	17年度の実績 b (H18.3.31現在)	22年度の実績 d (H23.3.31現在)	差 引 e d-a	増減 f d/b	28年度の 数値目標
人口 (人)		94,950	95,734		100.8%	
図書館数 (館)	3.8	3	4	0.2	133.3%	4
床面積 (㎡)	4,160	2,347	2,549	-1,611	108.6%	2,700
蔵書冊数 (冊)	392,633	244,124	268,930	-123,703	110.2%	280,000
開架冊数 (冊)	214,794	157,083	172,496	-42,298	109.8%	180,000
年間受入 図書冊数 (冊)	29,367	13,718	8,099	-21,268	59.0%	8,000
年間受入 雑誌点数 (点)	444	276	285	-159	103.3%	300
年間資料費(円)	57,274,000	27,427,764	16,653,420	-40,620,580	60.7%	16,000,000
貸出点数 (点)	913,790	659,091	679,834	-233,956	103.1%	700,000

図書館法(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正:平成二〇年六月一日法律第五九号

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則 略

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附則 抄 略

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

平成十三年七月十八日 文部科学省告示第百三十二号

図書館法(昭和25年法律第118号)(抄)

第18条文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

文部科学省告示第132号

図書館法(昭和25年法律第118号)第18条の規程に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を次のように定め、平成13年7月18日から施行する。

平成13年7月18日

文部科学大臣 遠山敦子

1 総則

(1) 趣旨

この基準は、図書館法(昭和25年法律第118号)第18条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、もって公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。

公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第3条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

(2) 設置

都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置(適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。)に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、その図書館サービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。

公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(4) 資料及び情報の収集、提供等

資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。

資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。

地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。

都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

(5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携(複数の市町村による共同事業を含む。)のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(6) 職員の資質・能力の向上等

教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。

都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。

教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流(複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。)に努めるものとする。

2 市町村立図書館

(1)運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(2)資料の収集、提供等

住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。

多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。

電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。

本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(3)レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の活用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(4)利用者に応じた図書館サービス

成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職・転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。

児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機

材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(5)多様な学習機会の提供

住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(6)ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(7)広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(8)職員

館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。

専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。

図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。

専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。

専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(9)開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活

時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(10) 図書館協議会

図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(11) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器、視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう求めるとともに、また利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

3 都道府県立図書館

(1) 運営の基本

都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。

都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。

都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立つて住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

(2) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供を行うこと。
- イ 情報サービスに関する援助を行うこと。
- ウ 図書館の資料を保存すること。
- エ 図書館運営の相談に応じること。
- オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通の確保に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

(4) 図書館間の連絡調整等

都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整に努めるものとする。

都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力を努めるものとする。

(5) 調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うため、調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の要求や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

(6) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する3の(2)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布

(7) 職員

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(8)に定める職員のほか、3の(2)から(6)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

(8) 施設・設備

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(11)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

ア 研修

イ 調査・研究開発

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

(9) 準用

市町村立図書館に係る2の(2)から(11)までの基準は、都道府県立図書館に準用する。